

農家小組合の政策と展開

——農家小組合と村落——

庄 司 俊 作

はじめに

近現代村落の社会経済史研究の課題は、日本の資本主義に対応した行政、政策、産業組合による経済事業、社会運動等をめぐる国（政府）、町村（行政村）、村落の社会関係の三者の相互関係の分析である。⁽¹⁾ 本稿ではその一環として農家小組合を取り上げ、独自の視点から農家小組合と村落の関係を解明する。

対象時期は1930年代が中心である。分析の方法は単なるケーススタディではなく、個別の事例を踏まえつつ限定した視点から全体的な把握をめざす。最後に部分的であるが統計的分析を行なう。限定した視点とは、農家小組合の規模、区域を切り口にする事である。農家小組合の政策および活動状況と組合の規模・区域の影響を検討し、農家小組合と村落の関係に迫りたい。

なお、農家小組合と村落の社会経済史研究は、国、とくに府県や町村の奨励政策をトータルに分析することや、農会の指導や産業組合との経済関係の影響を解明することがもう1つの課題である。だが、本稿では必要なかぎりでもとどめ本格的な検討は機会を改める。

農家小組合が第1次大戦後、とくに1930年以降大きく増加し農業・農村に占める位置が飛躍的に拡大すること、それを受け農家小組合、正確にいうとその法人化した農事実行組合による農村の組織化が重要な政策となることは多言を要しない。爾後の日本農業が「守るものも攻むるものも正に此の小組合」によると指摘したのは同時代の農業経済学者東畑精一である。⁽²⁾ また、農家小組合は村落を単位に作られ活動したから「社会的技術的経済的活動に目覚めたる部落」⁽³⁾とも規定された。戦後、農事実行組合は、近代化論隆盛の時期には「遅れた」政治構造の基底とされたり、⁽⁴⁾ その後ファシズム研究がさかんになるとファシズム的農村統合の末端組織

として位置づけられたりした。⁽⁵⁾

だが、よく議論の俎上に載せられるにもかかわらず、農家小組合自体を分析しその全体的な実態に迫る研究は皆無である。⁽⁶⁾ 本稿のねらいはまず、研究の空白を埋めることである。

それだけではない。翻って今日、国の農業政策において村落に熱い視線が注がれ、村落が重要な政策的位置を占めるようになった。その点で1930年代と現在は共通している。本研究は単なる歴史の研究には終わらず、「政策と村落」の視点から現在の歴史的位置を明確にするという、すぐれて今日的な意義をもつ。

研究史の論争点に関わっては斎藤仁氏らの自治村落論の理論的達成を意識する⁽⁷⁾ 農業・農村史に村落論を持ち込んだ大きな功績を評価した上で、大字とむらの混同など近現代の多様な村落を単純化した難点がまず指摘できる。農家小組合が村落を基盤としたということは議論の余地がない。具体的に問題となるのは次の点である。村落は大字、むらなど多様である。地理的条件によっても村落のあり方は異なる。組合の基盤となる村落はこうした多様な村落のうち何か。村落のあり方に対応した組合と村落の関係も重要である。組合も一種の事業体である以上固有の論理や規模の適正をもつことになるが、組合と村落の関係から見てその影響はどのようなものだったか。そしてこうした組合と村落の関係が組合の展開をどのように規定したか。これらを自治村落論は不問に付す。これでは研究として不十分であるばかりか、事と次第によっては問題は自治村落論の理論的当否にかかわってこよう。

1. 主題（農家小組合、村落）の予備的説明

(1) 分析対象と資料

最初に「農家小組合」という呼称について説明する。「農家組合」や「農事組合」、「部落農会」など様々な呼称をもつ、いわば村落の目的・機能集団⁽⁸⁾ は、本稿では農林省や帝国農会の統計用語にならって呼称を「農家小組合」に統一する。本稿では大きく、1932年産業組合法改正以前の、①様々な呼称をもつ農家小組合と、②同法により法人化し「農事実行組合」と呼ばれるようになる組合、そして③32年以降も法人化せず任意組合のまま活動する組合、の3つが問題となる。ちなみに、③はかなり多く存在しており、1941年1月現在、負債整理組合を除く一般的農家小組合18万9000余りのうち36%を占める(帝国農会『農家小組合ニ関スル調査』1943年)。

①は問題ないとして、②や③に関しては「農家小組合」は両方を含む統一の呼称とし、一方だけを特定する必要があるときは「農事実行組合」、「任意の農家小組合」と記し、あらぬ混乱を避けることにする。

もう1点、農家小組合はふつう「一般的農家小組合」と「特殊的農家小組合」の2つに分けられる。前者は生産や経済、消費、社会教化その他農家の生活全般にかかわる事業を目的とする組合であり、後者は特定の事業目的を遂行するために組織された組合、例えば代表的なものとして養蚕実行組合や各種畜産関係の組合、出荷組合等である。41年現在前者は19万2000余り、後者は12万余りであった。

本稿で問題とするのは、「一般的農家小組合」であって、「特殊的農家小組合」は対象外である。以下、たんに農家小組合と言うときは一般的農家小組合のことを指す。

農家小組合の資料に目を通すと、ほぼ共通して次のようなことが記されている。限定された生産的・経済的事业を目的とする特殊的農家小組合の結合原理は「利益」である。これに対し、農家の生活全般にかかわる広範な事業を目的とする一般的農家小組合は「隣保農家の精神的結合をなす有機的の社会団体」であり、隣保共助の「部落的特殊の本質」と「農業の必然的協同性」を条件に誕生発展する、と。⁽⁹⁾つまり、筆者の言葉でいうと農家小組合は農民生活の団体的性格に基礎にした組織である。

したがって、その維持発展は区域内のほぼ全農家が結集し一団となって「共存同栄」の趣旨にのっとり部落の振興を期することが必要条件であり、有志だけの組織や階級別の組織は本来の姿に反するとされた。一人一役主義、月例会の開催、競進会（組合レベルと村レベル）等が組合員にやる気を起こさせ協同精神を涵養する方法としてさかんに唱えられた。確かに、活発な組合をみると、多くはこうした活動を行なっている。⁽¹⁰⁾村落の共同性を機能化することによって、農家小組合は活性化したのである。

しかし逆に、農家小組合は村落を基盤とするがゆえに、その活動がある種の制約を受けることも、もう一面の事実だろう。

目的・機能集団である農家小組合は一般的に集落機構とは別の組織機構や運営体制がとられる。また、村落、正確にいうと後述のむらは生産・生活を守るための共同体であり、平等性と、構成員の利害対立を恐れるあまり事業を積極的に行なえない、あるいは行なおうとしない保守性を特徴とする。⁽¹¹⁾これがむらの論理である。これに対し、農家小組合はいちおう「組合」であり、歴史的に、むらにはなじまない「団体としての経営活動」を行なうことを動機に設立されている。例えば、大正

初期に県農会が部落農会の設立普及を図るようになった兵庫県の場合がそうである。⁽¹²⁾ 農家小組合は一定の事業性を志向し、多少なりとも経営の論理が組織の中に働く。農家小組合が法人化して農事実行組合になれば、団体として財産をもち販売や信用など経済行為ができるようになるから、事業性の志向はさらに強まる。

むらの論理と事業性志向という組合の経営の論理はある面では親和的だが、ある面では緊張関係をもつだろう。本稿では、これらの関数としての、農家小組合の政策と展開の解明をめざすことになる。

次に資料について触れる。

昭和期に入ると、帝国農会や農林省によって農家小組合や農事実行組合の全国的な調査が実施され、その結果は①帝国農会編『農家組合』(1928年)、②農林省農務局『農家小組合ニ関スル調査』(1930年)、③同『農家小組合ニ関スル調査』(1936年3月)、④帝国農会『農家小組合ニ関スル調査』(1943年)にまとめられた。③は農林省が1933年4月現在の、④は帝国農会が1941年1月現在の、それぞれ道府県農会からの報告をとりまとめたものである。

①や②でも各道府県における農家小組合の沿革や奨励政策は触れられているが、その記述は非常に簡単である。これに対し、③はそれが道府県ごとにかなり詳しく紹介されている。それだけではなく、組合の事業や財政、さらに財産など詳しい調査結果が示されている。その点で③は貴重な資料である。ただし、調査されたのが1933年であるという点が③の沿革史等の重大な限界である。その後、農家小組合の動向とそれを取り巻く状況が大きく変化するからである。③では変化以前のことしか分からない。なお、33年以降の政策に関しては、産業組合中央会『農事実行組合ノ活動並指導方針ニ関スル報告 農村工業ヲナス産業組合ノ経営ニ関スル報告』(1936年)が簡単であるが一定補完してくれる。

④の資料的メリットは次の点にある。③等の調査は道府県別には組合数や組合員数、組合設置市町村の比率ぐらいしか分からない。これに対し、④は「地方編」として農家小組合に関する包括的なデータ、すなわち普及状況また法人格の有無や産業組合加入・未加入別の組合数、区域や規模別に見た組合数、事業ごとに見た実施組合の数、さらに財政や組合長など詳細な調査結果が道府県別に示されている。

④により戦前の農家小組合の一応の到達点が明らかになるが、とくに本稿にとっては、「地方編」によりその地域的展開が検証できることが重要である。

以上の全国的資料以外に、各道府県から農家小組合の資料・統計が多く刊行され

ている。その中には、全国的資料では分からない、各道府県の組合の沿革や奨励政策が詳しく分かるものがある。また、昭和期の全組合の名簿が載っている資料も少なからずある。そこには組合員数だけでなく、組合のあり方や事業に関わるデータが記されていたりする。組合名も記されているから、例えば農林業センサスの「農業集落調査」と突き合わせると組合の区域が明らかになる。そして、④と道府県の資料を突き合わせると、後で示すように農家小組合の活動状況が解明できる。

以上の全国的資料も道府県の資料も整理加工された2次的な資料であり、資料的限界がある。しかし、これまでの研究では利用しやすい前者でさえ有効に活用されたとはとてもいえない。道府県資料は図書館等の塵の中に眠ったままであり、ほとんど見向きもされなかったというのが研究の実情だったとって過言ではない。

こうしたことを踏まえ、本稿では道府県資料を可能な限り収集し、全国的資料と合わせて利用することにより農家小組合の実態にできるだけ広く深く迫りたい。

(2) 村落のあり方とむら共同性

農民生活の団体的性格は日本農業・農村の重要な特徴であり、その団体的生活は村落を基盤とする。村落は、近現代農村の基礎的な単位地域で生活・生産のための社会組織である「むら」のほか、大字、部落、小字、村組、そして近世の村（藩政村）等の総称である。むらは、農林業センサスの「農業集落」に当たる。なお、広義には地方行政の単位としての町村（行政村）も含めて構わないが、本稿では町村は村落に含めないことにする。

本稿の強みは、農林業センサスの「農業集落調査」や近世の村に関する史料を前提に分析が進められることである。これらの活用によって問題となる村落の正体、つまり大字とか、大字かつむら、または小字かつむらとかが個別に明らかにできるようになった。そこで、農家小組合と村落の関係について、その村落とは具体的に何かを解明するのである。

ところで、むら共同性にかかわって東・西の村落を比較し、近畿地方は「村落を構成する各家よりも、村落として一体性、統一性を強調する社会であり、土地利用もムラとして配置し編成している。それにたいして東の関東地方村落は村落そのものよりも、個別の家・屋敷を強調する社会であり、土地利用も個別の家が優先して編成されている」とする有力な説がある。もとより土地利用だけでない。例えば農業機械の共同利用をみても、近畿は集落ぐるみが主流であるのに対し、東北や北関東では特定のグループによるものが目立つ。規模の面からも近畿と関東の村落が対

比される。それによると、近畿のむらは戸数が非常に多く、100戸を超えるむらも珍しくないが、関東では一般にむらの規模が小さく、50戸もあればかなり大きなむらということになる。「しかもむらとしての社会的単位は50戸であっても、家々の集合した状態の集落としてはいくつかに分かれており、1つの集落は10戸とか15戸というのが一般的な姿である」⁽¹³⁾。

民俗学者の宮本常一は、むらの寄合制度に関して、西日本の年齢階梯制に触れ、それを先進後進の問題ではなく、社会構造の問題として捉るべきだとした上で、「合議制」が見られたのはこうした村々であり、そこでは「辻」に象徴されるように「非血縁的な地縁結合がつよい」と指摘している。そしてそういう村では、「非血縁的な地縁共同体」によるところの隠居制度が強くあらわれ、それと絡み合いながら「村共同の事業や一斉作業がきわめて多かった」と指摘している。⁽¹⁴⁾

こうした所説を踏まえ、本稿では行論の上で重要な意味をもつ、むら共同性の強弱を村落のあり方から明らかにしたい。

大字はほぼ藩政村に一致する。大字＝藩政村として、むらと藩政村の関係をマクロに検証すると、①両者が一致するのは全国の農業集落の27%である。一方②両者が乖離し1大字に複数の農業集落が存在するケースが58%と過半を占める。北陸や近畿では①、逆に東北や北関東、中国・四国・九州では②が多数である(表1)。統計のと

表1 村落のあり方とむら共同性

(単位：%)

	大字と集落の関係		集落の形態			領域明確	溝浚いを 実施しな い	集落と行 政部落が 一致	集落と部落 農事実行組 合が一致
	一致	大字内に 複数集落	散在・散居	集居	密居				
全 国	27.4	57.7	38.9	52.7	8.4	79.4	48.8	78.8	69.7
北海道	-	-	84.8	11.4	3.8	-	-	74.9	66.2
東 北	17.0	60.6	40.0	51.2	8.8	71.9	63.8	73.2	62.5
北 陸	70.7	24.8	20.1	72.8	7.1	83.5	18.9	92.5	86.3
北関東	25.5	64.9	31.7	61.5	6.8	80.4	38.2	71.8	63.4
南関東	40.2	46.1	24.7	63.7	11.6	88.3	48.8	80.2	69.4
東 山	13.5	44.8	30.2	64.1	5.7	55.4	43.6	78.9	68.2
東 海	39.0	48.1	29.5	58.0	12.5	85.9	56.2	77.3	75.9
近 畿	64.7	32.1	28.7	58.2	13.1	90.4	33.1	91.3	83.0
山 陰	17.0	53.5	50.3	41.7	8.0	87.1	62.1	85.1	82.8
山 陽	7.4	70.4	56.5	35.9	7.6	83.1	60.8	71.1	52.9
四 国	14.4	71.4	52.8	40.5	6.7	84.9	69.5	80.9	71.4
北九州	16.2	71.2	31.3	61.2	7.5	81.6	38.9	76.3	63.3
南九州	4.2	90.5	36.9	54.5	8.6	51.4	64.7	81.6	78.3

資料：『1970年世界農林業センサス 農業集落調査報告書』より作成。

り方の関係で①の割合が実際より低くなっていると考えられるが、一般的にむら=大字(≒藩政村)といえる地域は日本の一部、せいぜい近畿や北陸だけということになる。

また農林業センサスでは、農業集落の形態を散在、散居、集居、密居で分けその割合を都道府県別に示した。散在と散居の集落を合計すると全国平均が39%であるが、地域差が大きい(表1参照)。北海道はこの合計が85%に及ぶことはイメージ通り。中国や四国もこのタイプの集落が多く、2つの合計は50%以上である。東北も、40%と多い。これと対照的に、近畿や北陸は集居や都市化の進行で増大する密居の集落が多い。集居集落は、滋賀県が82%、福井県は86%である。

大字と一致するむらが多いか少ないかは、右の農業集落の形態と大いに関わりがあることが統計的に確認される。図1は表1をもとに作成した。同図をみると、散在・散居の集落が多いほど、大字とむらとは乖離し、1つの大字が複数のむらに分かれているのが多い。散在・散居の集落というのは、1つの大字があるとして、その中に複数のむらができているという村落のあり方が多いということである。

図1 散在・散居の集落の割合と1大字内複数集落の割合

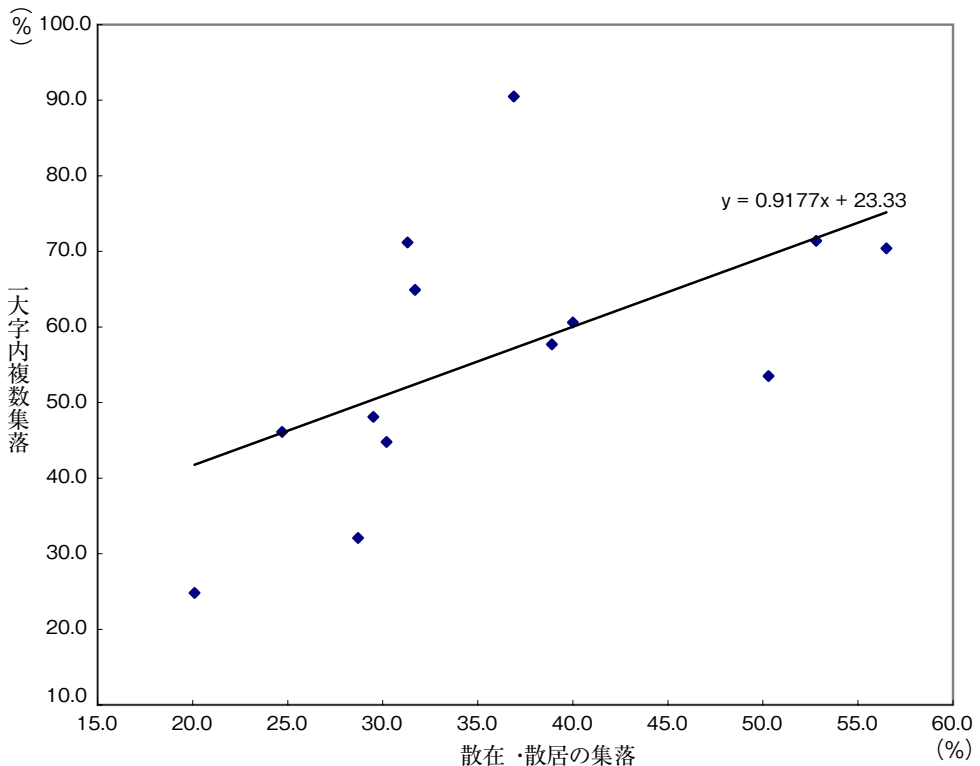
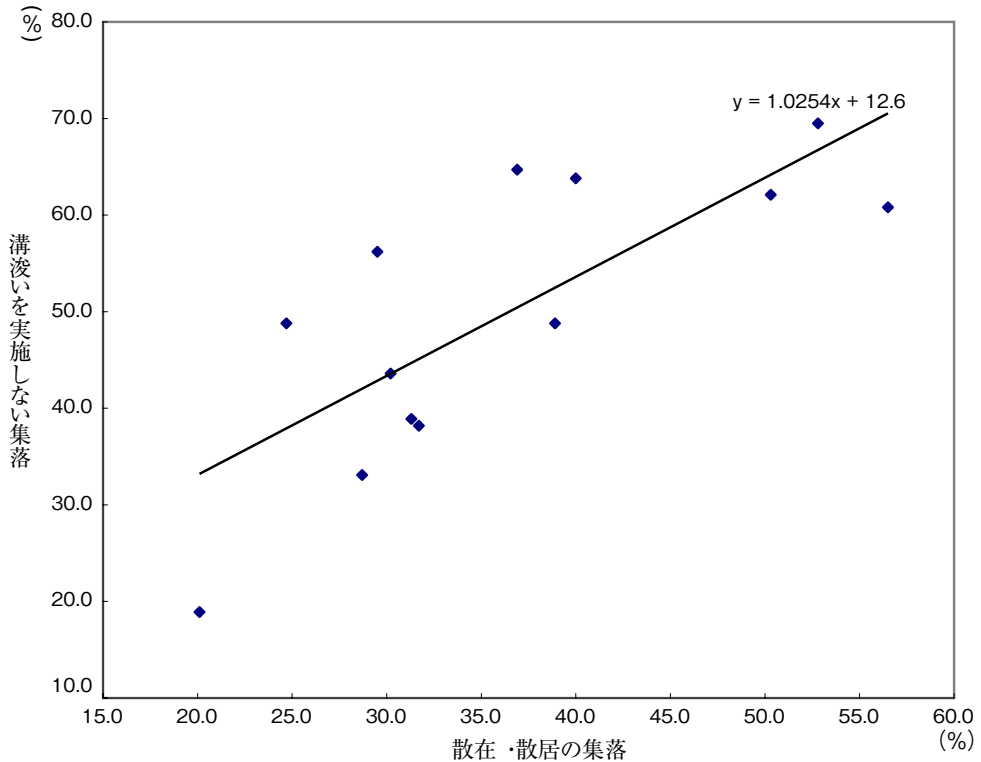


図2 散在・散居の集落の割合と溝浚い(共同作業)を実施しない集落の割合



大字とむらの関係や農業集落の形態に注目するのは、それらがむら共同性の強さと関わりがあると考えからである。

この点は、やはり表1をもとに作成した図2をみると明らかである。散在・散居集落の割合と、集落作業として農業用排水路溝浚いを実施しないむらの割合との間にはかなり強い相関関係が確認できる。図示は省略するが、1大字の中で複数に分かれた集落の割合と、集落作業として溝浚いを実施しないむらの割合との間にも明確な相関関係が認められる。溝浚いの集落作業の実施状況もかなり地域差があるが、実施しないというのは、1つにはむら共同性の弱さを意味しているといえる。

近畿や北陸では溝浚いの集落作業をきちんと実施する集落が多い。これは、むら共同性が強い、大字と一致するむらや集居形態のむらが多いからである。逆に、東北や南関東、東海、中国、四国、南九州では溝浚いの集落作業をする集落が少ない。これは(東海を除く)、むら共同性が弱い、大字と乖離したむらや散在・散居形態のむらが多いことが理由であると理解できる。

2. 農家小組合の奨励政策と組合の規模・区域

(1) 組合の規模

農家小組合は、道府県・市町村の行政機関や農会、産業組合の系統が普及促進に当たった。道府県や農会系統の指導奨励の方法は、農家小組合の準則を示し、これにより設立される組合に対して補助金を交付したり、経営の指導に当たるのがふつうである。そこで、表2に、農林省農務局『農家小組合ニ関スル調査』（1936年）に農家小組合の奨励規程があげられている22道府県について、組合員数や組合の区域がどのように規定されたかを書き出した。行政によるものと道府県農会によるものの2種があるが、区別せずに示した。規程の施行等の列には規程の名称とその施行、作成、直近の改正の各年次を示した。また、備考の欄には各道府県の資料から明らかになる、組合の規模に関する行政等の判断を確認される限り示した。

まず組合員数について。

22道府県のうち北海道、長野、愛知、三重、岡山の5つの道県が規程の中に組合員数の範囲を明記している。その範囲をみると、30～100戸という愛知県を除くと、4道県の間には共通性が確認される。それは20～30戸または40戸という範囲である。

右の5道県のほか、10県が組合員数の下限だけを明記している。注目されるのは、それらのうち、確認されるだけでも、宮城県「15～30人」、茨城県「約30戸、多くても50戸まで」、大阪府「2、30戸位」、と3府県がそれぞれ府県資料の中では適正な組合員数の範囲を限定していることである。

右の15道府県以外の7府県（東京・神奈川・滋賀・兵庫・奈良・島根・佐賀）は規程の中では組合員数に触れていないが、適正な組合員数を無視していたわけではないという点を強調したい。府県の資料をみると、確認されるだけでも、神奈川県「20戸以上」、奈良県「15～30戸」、島根県「20～30戸」と適正な組合員数の範囲またはその下限について言及している。島根県が組合の適正規模に関して明確な方針をもっていたことは後述する通りである。7府県の内訳をみると、近畿が3県を占める。これは大字とむらが一致する地域性の反映と理解できるかもしれない。

さらに、規程の中に明記された組合員数の下限の意味に触れたい。組合を組織する以上、最少限の設立人数が規定されるのは当然である。問題はその戸数である。規程で下限だけを明記した10県においても、戸数は15戸以上または20戸以上と規定されるのが目立つ。1932年の産業組合法改正による農事実行組合の奨励の際の、設

表2 農家小組合の奨励政策と規模・区域

	戸数・区域の要件	規程の施行等の年次	備 考
北海道	一定地区の農業者20~30名	道農事実行組合助成規定 (1932年)	
宮 城	農家15戸以上	県農会農家組合奨励規程 (1928年施行)	「15~30人」(『農事実行組合解説』1936年)
茨 城	同一部落の10戸以上の農家	県農会農事組合奨励規程 (1930年改正)	「約30戸、多くても50戸まで」(『茨城県農家組合』1935年)
群 馬	①大字以上、大字なき市町村は50戸以上の部落 ②区域内の地主、自作農、小作農各その3分の2以上	県農事組合奨励規程 (1922年)	
千 葉	部落を基礎に20戸以上の農家	県農会農事実行組合奨励規程 (年次不詳)	
東 京	なし	府農会農事組合奨励規程 (1933年施行)	
神奈川	なし	県農事改良組合奨励規則 (年次不詳)	「20戸以上」(『農事実行組合の栞』1937年)
石 川	部落を基礎に10戸以上の農家	県農会農事実行組合奨励規程 (1928年施行)	
長 野	最寄農家20~40戸	県農会農家組合奨励規程 (1928年改正)	
岐 阜	町村農会の下に農家10戸以上	県農会農業基礎団体奨励規程 (1923年施行)	
愛 知	一字内居住農家30~100戸	県農会農事改良実行組合補助規程 (1930年適用)	
三 重	同一部落内居住の15~50戸の組合員	県農会農家組合奨励近交付規程 (年次不詳)	
滋 賀	大字を区域としその区域内の農家	県農会農業組合奨励規程 (1932年施行)	
大 阪	農家15戸以上	府農会農事実行組合奨励金交付規程 (年次不詳)	「2.30戸位」(『農事実行組合のすすめ』1929年)
兵 庫	小部落を単位とし区域内の農家	県農会部落農会設置要目 (年次不詳)	
奈 良	同一大字または同一垣内居住農会員	県農事実行組合設置規程 (年次不詳)	「15~30戸」(『農事実行組合の研究』1929年)
和歌山	10戸以上の農家	県農会農事実行組合奨励規程 (1923年制定)	
島 根	なし	県町村農会部落農会設置規程 (年次不詳)	「20~30戸」(『部落農家』の現況) 1936年)
岡 山	最寄農家20~30戸	県農会農家組合奨励規程 (1930年施行)	
高 知	10戸以上の農会員	県農業改良組合奨励規程 (1932年改正)	
佐 賀	同一部落内居住者	県農会農事実行組合奨励金補助規程 (1932年施行)	
大 分	農家戸数15戸以上耕作反別8町歩以上の集団部落	県農会共同施設奨励規程 (1929年施行)	

資料：農林省農務局『農家小組合ニ関スル調査』1936年、167~213頁より作成。

立時7人以上の設立者という条件に比べると最少限の人数はかなり多くなっているのである。これは、法で謳われた基準を守ったというよりも、指導奨励に当たった現実の経験則から導き出された規定といえる。

以上、各道府県は農家小組合の普及促進に当たって組合員数を重視したことが明らかになった。ほぼ共通して、その適正規模は組合員数20~30戸または40戸と判断し、これを方針に農家小組合の普及促進を図った。

こうした方針は各道府県が現実に農家小組合の奨励指導に当たる中で明確になったものである。この点を北海道と群馬県の事例から明らかにする。

北海道では1917年以降農事改良組合が奨励されるが、26年から本格的な普及を見

(同年制定の北海道庁「農事実行組合奨励規程」により推進、名称も農事実行組合へと変更)、32年にはほぼ町村行政区単位に農事実行組合の網の目がはりめぐらされた。さらに32年、組織の再編成が行われ、甜菜耕作改良組合が改組されて農事実行組合へ一本化された。このとき、同時に組合区域の設定がなされ、組合は旧来の行政区単位から20～30戸を原則とする小集団へと分割された。⁽¹⁵⁾ この背景には行政区単位の組合の活動が思わしくないとの道当局等の判断があったことは後述の通りである。

群馬県で県が農事組合の設立普及に乗り出すのは1922年以降である。注目されるのは、県は初め「大字単位以上」、または大字がない「市町村は組合員50戸以上の部落」を奨励の方針にしたことである。これは表2にみる通りである。しかし、その結果は思わしくなく、「区域が大にすぎ又散在し人員過多のもの却て成績良好ならざるものある」という事態になった。そこで県は「区域人員等の制限は余り強調せざるに至れり」⁽¹⁶⁾ とこの方針を事実上撤回した。この結果どうなったかという、例えば経済更生運動で有名な北橋村の事例が示す通りである。同村では、最初大字単位に農家小組合が設立された。しかし、その活動は不活発であった。そこで、昭和期に入ると大字単位の組合を分割、小集団の組合が新たに生まれた。こうして組合は活性化し、これにより、村が経済更生村に名乗りをあげ指定される条件が整うとともに、村の更生運動が全国のモデルといわれるほどの成功を収めることになる。⁽¹⁷⁾

以上のように、北海道や群馬県では最初行政区、大字単位の規模の大きい組合が奨励されたが、望ましい結果が得られず、方針を転換、撤回した。他の府県においても農家小組合設立普及の政策は同様の展開をたどり、結果として適正な規模は20～30戸または40戸というほぼ共通した方針になったとみられる。その方針を支えたのは、集約すると、過大に過ぎるものは「組合の統制に欠陥を生じ」、過少に過ぎるものは「組合員の結束は充分なるも事業経営上之又種々の欠陥ある」⁽¹⁸⁾ との状況認識であった。

(2) 組合の区域

農家小組合に関する当時の資料・文献の中で、大字やむら等の村落はどのような用語が当てられていたか調べてみた。表2にもみる通り「大字」という用語は一般的に使われていた。「行政区」という用語もあった。表2の奈良県の項にみる通り民俗学の用語、「垣内」も使われていた。それぞれの用語の中身も今日われわれが理解するのと変わらないだろう。

しかし、むらに関しては、実在は認識されていたようだけれども、「部落」や「小部落」、「集団部落」、「自然部落」、「最寄農家」など多様な呼称が当てられ、当然のことながら捉え方に苦心していたことがうかがえる。

農家小組合の区域として村落が想定されたことはまちがいないとして、では、その村落は大字であったのか、むらであったのか。大字はほとんど行政区だったから話は簡単である。だが、むらは行政側も捉えにくいという面がある。むらを組合の区域にするといったとき、政策の現場においてどのような設立普及の手法がとられたのか。さらに組合の適正規模という問題も意識しなければならなかった。となると、組合の区域は大字かむらかという単純な話で済まなくなる。区域の問題と適正規模を絡めると、大字かむらかという問題を越えて、物事の実行機関であるはずの農家小組合は、さらに、その下部に実行のための補助組織が必要だとか、むらを分けて組合をつくるべきだという考え方なども出てくる。むらを分けて組合をつくるといったとき、それはいかなる状況を想定し、分け方の基準として何が重視されたか。かくして農家小組合の区域の政策論は多面的様相を帯びる。⁽¹⁹⁾

道府県の行政側としては、大字=行政区を単位に農家小組合の普及促進を図るというのがもっとも自然で理にかなった方針であろう。藩政村の伝統がなく、したがって当然、便宜的に行政区とされた「公区」の村落結合も希薄だった北海道が当初その公区単位で農家小組合の設立普及を図ったり、一般的に大字とむらが乖離した群馬県で当初大字単位の農家小組合の設立普及を図ったのは、こうした行政側の思惑によるものであったと理解される。だがこの方針は北海道や群馬県では成果をあげることができなかった。

近畿をはじめとして大字=むらが一般的な地域では、1大字を組合の区域とすることが標準だったといえる。これは表1からもうかがわれる。むら結合の強さや、大字が村の行政面や農会・産業組合との関係など産業経済面で重要な位置を占めていることがその理由であった。もとより組合の適正規模も考慮された。例えば兵庫県では、それは大字と小字のどちらを区域とするかという問題として捉えられた。この点に関しては、地理的に家屋が集中し村落のまとまりが見込めるとき、戸数が多くても大字を区域とする。しかし、大字の中に「事情を異にする」複数の小字があるときは、1つの小字または大字内の複数の小字を区域とするのが適当、というのが県の公式のマニュアルだった。⁽²⁰⁾ 奈良県の方針もこれと大同小異であるが、そのほかに、1大字内に複数の組合を組織する場合、その大字の中で連合組合をつく

り社会的な事業を担当させるという考え方が出されていることが注目される。⁽²¹⁾

問題となるのは、全国的にみて一般的だった、大字とむらが乖離する場合、組合の区域として何が想定されたかである。

宮城県では、1928年施行の農家小組合の奨励規程では区域について何も触れていない（表2）。それが、産業組合法改正により農家小組合の奨励政策が新たな段階に入った後、農事実行組合の区域について明確な方針を打ち出した。すなわち、新たな段階の方針の確定に当たっては、同法の、組合の区域は「部落」とするという規定の解釈が問題となるが、この点に関して県は「部落は自然発生的な集団部落をいふ」との解釈を示した。⁽²²⁾つまり、農事実行組合はむらを区域とするというのが県の方針であった。

山形県では、1936年に町村協同組織指導方針を決定し、県庁の各部課が一体となって町村の協同組織の整備と運営の指導に乗り出した。農村の各種団体が協力して総合的振興計画を樹立、相互に有機的連携を図ってそれぞれ活動することが農村の振興に不可欠であるとの認識からである。町村振興委員会が総合計画を立て、それを受けて部落振興委員会が実行に当たるという構想である。県当局は、部落ほど産業経済の実情が均一である区域は他になく、部落を区域として各種協同の取り組みを行なうことがもっとも効果的であると認識した。ではその部落とは何かというと、「部落ハ大字ノ意に非スシテ集団部落トス」⁽²³⁾というのが県の認識であった。それは「大組または契約組」と称し、ふつう数十戸からなり、県内広範に見られた「五人組」がいくつか集まって構成される組織であるとされた。

栃木県では、戸数の多少、あるいは集居か散在かという居住の形態、道路や河川により分離するなど様々な状況により、部落には多様な姿があるとして、農事実行組合は「歴史的にも、又日常の生活の上に於ても、また隣保共助の点に於ても、又隣保共助の点に於ても、密接な関係のある区域を以て組織することが最も自然なやり方」との方針で臨んだ。⁽²⁴⁾具体的には次のような対応をとった。こうした部落の区域は、①大字の区域にも、あるいは小字とか坪の区域にも一致する。②人家が非常に散在して部落の区域を定めることが困難な所は、1つの部落にまとめて十分機能が発揮しうると見られる場合はそれを区域とする。そうでなければ、複数の小区域に分けるなどして組合の区域を新たに設定する。逆に、極端に密集した大部落で、かつ区域確定困難な場合、複数の区域に分けた方が組合の機能が高まると判断されれば、共同しやすい条件や地形等により適当に区域を決める。③大きな部落とみら

れる所も、農村の実情は溝や道路を境にしていくつかの区域に分かれていることが多いので、こうした地方の習慣を尊重して組合の区域を定める。とくに、村には講とか組とかの習慣が残っているから、こうした区域は組合の区域を定める重要な条件とする。

島根県の方針は、次の一文に簡潔明瞭に示されている。

「部落農家の区域は小部落にせるに非れば其の目的を貫徹する能はざるものなるを以て、従来大字の如き比較的広汎なる区域によりて部落農会を組織し居るものは之を更改するを要す」⁽²⁵⁾

島根県ではそれまで大字を区域として組合が組織されたこと、それが区域を「小部落」にすることに方針転換したことがうかがわれる。そしてその際、大字単位の組合の「更改」の必要性が説かれていることからして、それが期待通りに活動できない状況があったことが推定される。

最後に山口県。県の方針は次のようなものであった。「判例統制部落に明記せる様に農事組合の設立区域は組合職組に適合するやう自然部落の実態による地区とすることが肝要であつて、行政区とは一致するを可とするけれども、しかしながら必ずしも一致することを要せない。例えば極めて少数なる戸数の行政区なるものは之を最寄の行政区と合併して、1農事組合を設立し、班制を設けて活動の円滑を図り、又著しく大部落にありては、地形により分割して数組合を組織するを可とする。而して区長即組合長とするやうに区域が一致する事を最も理想とするものであるが、両者異なるものにあつては行政区を改正するか、又は組合区域を変更するかにより調整をなす」⁽²⁶⁾。なおここで、行政区と組合区域を一致させる手段として、組合区域の変更というのはそのまま受け取ることにはできないだろう。

以上の、北海道、あるいは群馬県を含む、一般に大字と乖離するむらが多い各県において、「集団部落」や「自然部落」、「小部落」、「最寄農家」などと呼ばれた、組合区域としての「部落」というのは、実体は、多くは大字と区別されるところのむらに該当するといえる。そしてそれは、小字や組、講・5人組等の組織であつたりなかつたりする。また、小字等の集団以外に道路や溝により地形的に分かれた村落もあつただろう。近畿など大字とむらが一致する地域以外では、大字以外の、こうした多様な村落が農家小組合の区域として重視された。あるいは、当初大字単位の組合を普及促進する方針であつた地域においても、やがてその方針を転換し、大字以外の村落を組合の区域とする方針をとるようになった。その理由は、単に大字

単位に組合を組織するというだけでは、活動状況が思わしくなかったからだろう。この点は次に検証する。転換後の、こうした手法による組合の普及促進は大字を区域とするのと異なり、マニュアルには必要最少限の事項を規定する以外、習慣を尊重し農民の主体的取り組みにまかせることが合理的であり、現実の展開もそのようになっていたことは群馬県の例がよく示している（大字単位などの条件は実質的に無効になる）。

2. 農家小組合の活動と規模・区域（1）——規模・区域に規定された活動状況

（1）北橋村の農家小組合再編成とその結果

北橋村では農家小組合が大正末以降県の奨励にしたがい大字単位に作られた。前述のようにそれは当初活動が不活発であり、単に補助金目当てに組織したり、大字の取り決めで事業を実施しないことを確認する組合もあったぐらいである。こうした状況に内部から批判が出されるようになり、昭和期に入ると味噌の製造など事業を始める組織が出てきた。経済更生運動に着手する前には大字単位の組合が分割され、20の組合に再編された。この頃には組合は見るべき活動を行なうようになった。この状況を踏まえ村は経済更生村に名乗りをあげた。

村には9の大字があり、その大字は、むらでもあった。しかし、大字は総じて規模が大きく、その理由により多くの大字で、大字と隣保班の間の、「組」とか「曲輪」などと呼ばれた中間的な組織、村組を区域に元の大字単位の農家小組合が分かると同時に、全村的に組合が法人化し、最終的に23の農事実行組合へと再編成される。6大字はこうして大字の中に複数の農事実行組合が出来、他の3大字の組合は大字単位のまま活動した。⁽²⁷⁾ 23組合の組合員農家の構成をみると、10～19戸2、20～29戸7、30～39戸5で、他方50～59戸3、60戸以上3である。23組合のうち17が49戸以下、うち15が39戸以下、10が29戸以下である（表3参照）。

全国のモデルともてはやされた村の経済更生運動は、産業組合や農会と農事実行組合（以下組合という）の有機的連携が図られ、協同化・計画化により村経済が高度に統制されたことに特徴がある。その仕組みは次の通りである。⁽²⁸⁾

各組合員の経営計画が組合ごとに立てられ、農産物の出荷と日用品や肥料の配給が密接に関連づけられた。組合員が農産物を自由に販売すれば、組合をルートとした配給をストップされ、生産生活が不可能になる仕組みである。産業組合による組

合への貸付も積極的に行なわれ、金融協同化も高度に展開した。組合は「組合的な生活団体」でもあって組合員は申合規約を結んで生活改善に励んだが、それに違反した場合やはり配給を止められた。要するに、組合は組合員の生産と生活にとってなくてはならない存在になっており、こうした中、反組合の行為には懲罰を伴うことが組合員の違反行為防止の強制力として働いた。産業組合、農会の下部組織として組合が村経済の中で高い地位を占めたことに対応して、産業組合理事の選任も組合単位になされ、村議の選挙も事実上組合の推薦いかんによって決まり、さらに村民生活の重要事項は農事実行組合長会議において決定されたといわれる。組合の役員には村の中堅というべき30代が多く就き、組合長になれば年間150～200日も公務に従事しなければならないといわれた組合の仕事を担当した。こうして事業の拡大→組合の活性化→組合人事の若返り→組合活動のいっそうの活性化という循環が働いた。

このように組合が活発に活動するまでは、産業組合は組織化、経営状況ともむしろ不良組合であった。農家小組合の活性化によって、それが一転した。その、組合の内在的要因ということでは、大字単位の組合を適正規模を考慮して分割したことが大きかったといえる。それをよく示しているのが、表3である。

本村では更生運動の中で、組合員の自発性を喚起する手段として共進会という組合・組合員の品評会が実施された。それはまず組合単位で行なわれ組合を場に組合員どおしが競争し、そのうえで組合代表者による全村の品評会が行なわれて、その

結果をもとに各組合が序列化された。それは一人一役主義と結びつき、組合と組合員に対し選別と抑圧に働き、結果的に組合員を行動に駆り立てて組合の活性化につながった。⁽²⁹⁾

表3は、1935年度の成績を上位と下位の2つに分け組合の規模別に示したものである。規模の差異による成績の良否が明瞭である。

上位12位までの組合をみると、9組合が組合員20～39戸である。上位5位までだと、すべて20～39戸の組合であ

表3 組合規模と共進会の成績

組合員数 (戸)	順位	
	1～12位	13～23位
10～19	1	1
20～29	4	3
30～39	4	1
40～49	2	1
50～	1	5

資料：今井善一郎『更生農村』（『同著作集 歴史文学編』煥乎堂、1977年、原著は1930年刊）394～95頁の第5表より作成。

注：1）1935年2月の第2回経済更正部更正連盟共進会の成績

2）戸数は同年1月現在（386～87頁の第4表による）。

る。これに対し、13位以下の組合はというと、11組合中50戸以上の組合が5組合をかぞえる。50戸以上の組合は全部で6組合、そのうちの5組合である。50戸以上の組合は、明らかに成績がよくない。また、19戸以下の2組合のうち1組合が、あるいは20～29戸の7組合のうち3組合が下位にある点に注目すれば、組合が小さすぎるのも組合の活動にとって好条件でなかったということが指摘できる。

以上から、組合の活動に規模の論理が働いたことが確認される。右の事実は、大字と一致するむらでも、規模が大きすぎる場合、活性化のためにむらを分割して組合が組織される必然性があることを裏づけている。

(2) 山口県の優良農家小組合

山口県の優良とされた農家小組合がわかるので、その特徴を明らかにする。その前に、必要な限りで同県における農家小組合の普及促進とその展開をあとづける。山口県では1922年から「農事実行組合運動」が起こる。普及促進に当たった県経済局によると、それ以降38年までの展開は3つの時期に分けてとらえられる。⁽³⁰⁾

「初期」は1922～26年で、「単一なる産業又は経済上の共同化時代」。この間、25年に奨励費交付規程と規約準則が定められた。同年の組合数147、組合員数2980戸(対農家戸数比0.2%、以下同じ)。「中期」は1927～35年で、「物心一如強調時代」。生産、経済の振興に加え、精神の作興が重視されることに。30年に奨励費交付規程が改正され、農事組合単位の各種品評会に補助金が交付されることになった。組合是の制定、一人一役の徹底、月例会の振興、共同作業兼集会場の建設、さらに経済更生運動と相まって組合の法人化が推進された。35年の組合数4226、組合員数8万6000余り(72%)、法人化した組合も33年の256から1622に増えた。そして、1936年以降の「後期」の「統制強化時代」。県は、市町村各機関の統制下で活動させる必要があるということで、農事組合単位の共励会の振興をはじめ組合の内容の改善発達を重視するようになる。38年には共同作業場兼集会場を建設する組合に助成金が交付されることになった。その条件は月例会10回以上、共同作業3種目以上、共同収益施設・備荒共済施設保有、経済更生計画の実施、さらに市町村の共励会で成績上位にあることなどである。38年の組合数4967、組合員数9万8000余り(90%)、法人化した組合も2879に増えた。

さて、優良組合とは何か。それは、『農家小組合ニ関スル調査』(1936年)取りまとめの際、各道府県農会から優良組合として農林省に報告された組合である。報告された組合数は道府県により差があるが、山口県は全国でもっとも多く、特殊的農

表4 山口県の優良農家組合

(単位：%)

組合員数(戸)	共同作業場兼作業場		月例会			優良組合数	全組合の構成
	あり	なし	10回以上	5～9回	5回未満		
10～19	6	5	9	1	1	11 (25.6)	45.6
20～29	10	6	15	1	-	16 } (58.1)	
30～39	7	2	9	-	-		9 }
40～49	2	2	4	-	-	4 }	9.0
50～59	2	1	3	-	-	3 }	
60～	-	-	-	-	-	-	

資料：農林省農務局『農家小組合ニ関スル調査』(1936年)、帝国農会『農家小組合ニ関スル調査』(1943年)、山口県経済部『山口県の農事実行組合』(1938年)より作成。

注：() 内は割合、全組合の規模別構成は上記帝国農会の資料による。

家小組合を含め全部で53組合をかぞえる。そのうち43の一般的農家小組合について、『山口県の農事実行組合』(1938年)の組合名簿により組合員数と共同作業場兼集会場(以下集会場という)の有無、月例会の回数を確定して作成したのが表4である(2組合不詳)。集会場建設や月例会の開催は、県が農家小組合の普及促進で補助金を交付するなどもっとも重点をおいたことは上述の通りである。

①優良組合は、43組合中25組合が組合員数20～39戸の組合である。その割合は58%。41年1月現在の全組合の規模別構成ではこの規模の組合は43%であるから、優良組合は圧倒的にこの規模に集中していたことになる。②10～19戸の組合は11組合、26%である。だが、全体の構成ではこの規模の組合は46%である。数が多かった割には優良組合がかなり少なかったのが、この規模の組合の特徴である。③50～59戸の組合は、わずか3組合しか優良組合に選ばれていない。そして、60戸以上となると、41年1月現在県下で112組合あったが、優良組合は皆無である。なお、40～49戸と合わせて全体の構成と比較すると、この規模では優良組合の割合はその全体の構成を上回り、数の割には優良組合が多かったといえる。

④集会場をもつ組合を規模別にみると、20～39戸の組合では、25組合中17組合をかぞえる。10～19戸は11組合中6組合、40～59戸は7組合中4組合と、20～39戸の組合が所有比率がもっとも高い。また⑤月例会の回数をみると、ほとんどの組合は県が重視した10回以上という条件をクリアーしている。その中で、10～19戸の2つの組合がこれに達しないことが注目される。

以上から、組合員数が組合の活動に大きく影響すること、活動がもっとも活発で

優良な組合は組合員数20～39戸であり、これが組合の適正規模であること、したがって20戸未満は過少、そしてとくに50戸以上は多きに過ぎると言え、その活動にマイナスに影響することが明らかになった。

3. 農家小組合の活動と規模・区域（2）——事業に規定された規模・区域

（1）地域組織と農事実行組合と五人組組織の関係

以下では五人組組織を利用し農村振興を図った山形県に注目し、2つの村を取り上げて、協同の取り組みをめぐる大字、むらといった基礎的な地域組織と農事実行組合と五人組組織の3者の関係を明らかにする。

表5に示したのは、南置賜郡玉庭村における3者の関係である。本村では五人組組織は伍什組合という。村には4つの大字があるが、これらは全て藩政村であった。周囲を山に囲まれた散在型の集落が点在する村であり、大字朴沢・大舟・上奥田は1つのむらであるが、玉庭は5つのむらに分かれ、むらの数は合計8。

農事実行組合は8つのむらを単位に作られた。米沢藩の治下五人組、十人組の制度が出来、明治に入って村行政との関係はいったん切れたが、活動を続けた。明治

表5 玉庭村の地域組織

大字	むら	戸数	連合組	所属伍什組合数
玉庭	上和合	63	上和合組	3
			川端組	2
			犬川組	2
	御伊勢町	92	御伊勢上組	2
			同中組	2
同下組			2	
新蔵組			1	
松尾	71	西原組	3	
		馬場明才組	3	
酒町	69	酒町組	6	
中程	72	中程組	4	
		矢の沢組	1	
朴沢	朴沢	74	朴沢組	6
大舟	大舟	99	大舟	6
上奥田	上奥田	60	上奥田	4
計	8	600	15	46

資料：山形県経済更生課『五人組事例』1937年、4～7頁、22～23頁の2表から作成。

注：2表の間には一部戸数、所属伍什組合数に食い違いがあるが、22～23頁の表のままである。

末には伍什組規約を定め、役場と村民との中間組織として各種協同の取り組みを実行できるようにした。その過程で、隣保共助の基本たる冠婚葬祭は五人組で問題ないとしても、納税や貯粉、貯金等の事業を実施するには5戸前後では不十分だということで、十人組を単位に伍什組合を組織した。この組合が村内に46。

8つのむらは大きく、いづれも戸数が60戸を超え、

90戸台のむらも2つあった。伍什組合は全戸加入で、各むらには3～8の伍什組合があった。伍什組合が組織される際、同時に「地形と集団状況」によりその連合組が作られた。これが全部で15。大字朴沢、大舟、上奥田の3つのむらはそれぞれ1つの連合組を組織したが、玉庭は複雑で、1つのむらが複数の連合組に分かれたもの、むらがそのまま連合組となったもの、そして伍什組合が単独で連合組を組織したもの、の3通りがあった。

1932年に村が経済更生村に指定されるに伴い、伍什組合は農事実行組合（以下実行組合という）のもと事業班として産業経済面からも村の振興に積極的な役割を果たすことが求められるようになった。

注目されるのは、事業によって実行組合、伍什組合そしてその連合組が分担したことである。

まず村行政との関係については、村民への役場の通知は、むらの部落総代を通すよりも、連合組長－伍什組合長のルートを通すか、もしくは直接46人の伍什組合長に通知し趣旨の徹底を図ることが多かった。

産業方面では、「農会と村民との間に立つ実行機関」たる実行組合は「直接村民に接するのには戸数多過ぎる為め、其の細胞として伍什組合を利用し」⁽³²⁾た。共同採種田の種粕の配布は、各実行組合長が所属の伍什組合長に村民の希望する量をまとめさせる。農薬の配布は、農会よりその旨伍什組合長に通告、それを受けた伍什組合長は自分の組合の分を取りまとめ、それを実行組合ごと一括して農会に要求するという手順を踏んだ。

村では、農事実行組合共進会や凶作防止を目的として本田作業促進競技会が実施された。前者は、組合員ごとの実行計画とともに各伍什組合が独自に実行計画を立てて実行し、その結果が伍什組合単位に審査された。後者も、伍什組合単位に選奨した。前者の申し込みは、実行組合長が所属の伍什組合を代表する形で行なうが、審査の単位は実行組合ではなかったのである。

経済関係では、産業組合が共同販売・購入を行なうとき実行組合に呼びかけるが、販売品の取りまとめや配給は伍什組合が行なう。また、伍什組合が行っていた村民の半強制的貯金をやがて産業組合の貯金として行なうようになった。さらに、伍什組合は村民から一定の月掛貯金を集め、産業組合に貯金し組合財産とした。連合組が運営した郷倉への米の蓄積も伍什組合単位に行なった。そして、その郷倉の米を村民に貸し出すときは、伍什組合が連帯責任を負った。

このように、伍什組合は実行組合の事業班として大きな役割を果たした。ではなぜその連合組がつけられたのか。それは、郷倉経営、共同収益地経営、道路橋梁改修、神社祭典奉仕、非常具備付など、やや大きな組織での対応が必要な事業があり、これらを実行するには平均10戸そこそこの伍什組合では限界があったからである。

この点に関連して、同じ山形県の、やはり五人組組織を基礎に農事実行組合が作られた東置賜郡梨郷村の動きを見てみる。本村は元の藩政村であり、町村制への移行時は4つの大字が合併して行政村が出来たというやや複雑な成り立ちをもつ。この4つの大字が「部落」と呼ばれたが、「農業集落調査」で確認すると、前述の「集団部落」つまりむらはこれらではなく、村内に24あった「十五組」（複数の五人組組織からなる）と呼ばれる組織が、むらの単位であった。実行組合も、むらである十五人組単位に組織された。

そこで、十五人組の戸数をみると、5～9戸1、10～19戸13、20～24戸7、25～29戸2、30戸1である。玉庭村とは対照的に、むら＝実行組合の規模はきわめて小さい。そこで何が問題になったかという、協同組織整備拡充のため、既設の十五人組を解散したうえ、区画を改善し組織を更正するとして十五人組の全面的改組に着手したことが注目される。この改組案は「青年組はいずれも賛成」し、しかし「老人組ガ旧来ノ組員ノ離散を忌み其ノ反対強固」だったため実現しなかったが、将来の方針にされている。⁽³³⁾

ここで要点をまとめると、事業の内容によって、それを実行する組織のいかんが決定されたということである。玉庭村では、事業を遂行するために多様な組織が生まれ、それらがそれぞれの役割を發揮し分担した。利郷村では、農事実行組合が過小で事業遂行に不適ということ、その再編の動きが起きた。このように、事業により組織が決まるという中で、村は柔軟で多様な対応を示した。改めて、以下でそれを整理しておこう。

第1に、玉庭村の農事実行組合のように、たとえ大字＝むらを基礎にしても、組合員数が60戸を超えるような大きな組合では、実行機関として重大な限界をもつということである。そこで、班組織をおき、それが実質的な実行機関とならなければ、農事実行組合本来の役割を果たすことはおぼつかなかった。とくに、農事実行組合活性化の鍵となると目された同共進会の意味が注目される。実行機関である以上、本来なら農事実行組合が共進会の単位となるべきだが、そうはならず、単なる班組織である伍什組合が実行計画樹立の単位となり、共進会の単位にもなっている。

このことは、共進会のような組織活性化の手段は、それが有効に機能するには適正な規模があることを意味している。それは組合員20~40戸というところであろうか。とくに60戸以上ということになると、こうした手法は組織に適合的ではなくなる。このことを、玉庭村の農事実行組合と共進会との関わりは示している。

第2に、以上と反対に、過小なむらに作られた農事実行組合は不活発になりがちであったこと、あるいは農事実行組合の実行班も、その規模に規定されて役割に限りがあったことが確認された。こうした問題に対する村の対応が、利郷村における事業に適合的な規模への農事実行組合再編の動きであり、また玉庭村においては組合の実行班を補完する連合組という形で現われた。具体的に、組合員が20戸未満、とくに15戸を切れば、間違いなく過小の範囲に入るといえる。

(2) 「村落連帯」を必要とした北海道の農事実行組合

産業組合中央会北海道支会常務理事を務め『北海道産業組合運動史』の著者でもある森正男は、全国の農事実行組合の普及促進に役立つことを念じて北海道の農事実行組合に関する「実験記録的な」著作、『農事実行組合の運営』を著した。自治村落の伝統がなく、昭和恐慌期~昭和10年代に道庁や同支会等の指導により一斉に組織された農事実行組合が基礎になって構成された「農事実行組合」型村落、⁽³⁴⁾ こうした村落の形成と組合の組織化のうえに戦後の「ホクレン王国」につながる産業組合の発展を見た北海道。この北海道の、産業組合の陣営に身を置き、その発展戦略に強く関わったと目される人物が著した北海道農事実行組合に関する著作であるだけに、同書の資料的価値は高い。

森は同書で農事実行組合の政策論を展開した。北海道における農事実行組合と村落との関係に論及し、とくになぜ農事実行組合が経営の基盤として「村落連帯」を必要としたかをその経営に即して説き明かしたことが、本稿に関しては重要である。この点を中心に森の農事実行組合論を見てみよう。

森が産業組合の「細胞組織化」を具体的に主張したのは1932年7月、産業組合法改正により農事実行組合（以下実行組合という）の法人加入が認められる少し前であったという。森自身は実行組合を産業組合のみの細胞組織とは考えなかった。それはあらゆる部門にわたっての「農村部落共同体」であり、産業組合細胞としての機能はその使命の一部である。それゆえにこそ、それを産業組合の細胞とする意義がある、と森は主張した。同書の序文を読む限り、森は当初、実行組合は北海道にのみ必要であり、また北海道の「実行組合の細胞機能」は府県には適用しがたいと

考えていたようにみられる。この点は注目される。それが、農林省の対応や実行組合の全国的展開を見る中で変わった。これが同書を著した動機でもあろう。

森の実行組合の全体的位置づけにかかわって注目されるもう1点は、実行組合の法人加入の目的は、森の考えでは「細胞組織完成を主眼として居り、加入至難の者を間接加入させたり、法人自体の取引は第二義的であった」⁽³⁵⁾ことである。

森が描く、実行組合の細胞活動の理想はこうだ。

「要するに生産物を産業組合に出荷して共同販売することを連帯責任で実行する。之が確実に行はれるから其の代金の範囲で品物や資金を貸すことが出来る。貸すことが出来るから購買品配給も設備利用も充分にして貰える。そうした組合取引の結果黒字になるから出資も貯金も出来るということになり、組合は資金の固定や貸倒れが無くなり、事業能率が上がるから経費も割合かゝらない。そこで実行組合活動のお蔭で生み出した金を実行組合にお礼の意味で助成する。共同事業の経費で困つて居る実行組合は産業組合助成のお蔭で活動財源が出来る。と言う様な筋合であるが、扱その根本の出荷出来る生産物を多収穫せぬことには、この筋書は予定が狂つて了う。家計に浪費が出来ても同様になる。そこで生産拡充と生活改善と言う実行組合本来の仕事に期待する事になる」⁽³⁶⁾

森によれば、細胞組織は「自然に発生する部落そのもの」を実体とする実行組合がもっともいいということになる。森は言う。細胞組織の任務は古来部落が行なった「行政も土木も火防も衛生も社交も娯楽も生活改善も経済行為も、一切の共同活動」を行なうことである。また、産業組合の細胞組織としては、「販売事業中心主義」の方針を掲げる中、共同販売等の連帯責任を守らない「非協同者」に対しては、経済上の特権をもって「協同制裁」を加えるようにしなければならない。そしてその方針を実現するためには、販売も購買も利用もそれなくしては事業的に成り立たない産業組合金融を責任出荷を基礎に新しい信用（生産信用）へ革新することが不可欠である、と。

この信用評価の方法にかかって細胞組織の機能が重要になるというのが、森の主張の核心である。

信用程度の査定標準を本人の資産ではなく、収入見込能力、つまり農業経営とそれをめぐる生活の計画と技能にして、協同組合本来の人的信用を実現することを森は説いた。現実を踏まえつつその信用評定の方法として森が挙げるのは大きく、①「家業設計に対する全面的授信」とされるもので、毎年の収支状態、自家用・物納

用の収穫や負債、家計、経営技量・改善による増収見込み、義務履行状況等総合的かつ数字にもとづく客観的な評価を行なうもの、②「家業に対する部分的授信」とされるもので、販売と購買の範囲の部分的かつ客観的な評価を行なうもの、③「全員投票の信用評定」で、実行組合の総会で組合員ごとに年収、家計、勤怠、協同精神等を基準に全組合員が投票し、その平均値を各人の信用程度とするもの、の3つである。

森によれば、こうした信用評定を確実に行なうには、第1に、「部落連帯性」が必要だということになる。

なお、筆者の見解では、こうした信用評定は保守性・平等性が強い府県、とりわけ自治村落の伝統が強い近畿のむらではなじまない面があり、北海道の「農事実行組合」型村落に適合的であったと思われる。とくに①や③はそうだろう。この問題に関して、森が経験的に①と②の差異について次のように述べていることが注目される。すなわち、①はいわば、農家との間に既存の貸借関係や習慣によるしがらみのない新しい産業組合に向いており、それに対して「古い組合」では一挙にそれを行なうことは困難な事情がある。したがって、北海道においては②からはじめ信用評定を徐々に拡大している実情がある、と。

第2に、信用評定の問題はいやおうなしに、それに対応した農事実行組合の規模を決めるということになる。この点に関して森は次のように主張する。

「信用評定を十分に行ふ為めには大組織は適せぬ。可成小さくした上に班組織を確立せねばならぬ。古来の大部落は之を分割して実行組合を設け、大部落としての生活が必要なる場合は、農事実行組合連合会を申合団体として設立するがよい」⁽³⁷⁾

前述のように北海道では1932年12月に農事実行組合奨励規則が改正され、実行組合を原則20～30戸ぐらいの区域に改組すると同時に、目的も農事改良だけではなく部落生活全般の改良発達を図ることになった。森によれば改組までは組合は50～60戸が普通であり、細胞組織には大き過ぎた。

森の主張を踏まえれば、なぜこの時点に実行組合が改組されなければならなかったかよく分かる。その後の北海道における産業組合と実行組合の発展をみると、この改組は成功であったといえる⁽³⁸⁾。なお、森は実行組合の適正規模を10戸台と見なしているようであり、20戸以上は班組織を必要とすると述べているが、これは特殊北海道的現象というべきだろう。

4. 農家小組合の地域的展開——若干の統計的分析

(1) 組織のあり方

表6～9は、任意にいくつかの道県を取り上げ、農家小組合の組織のあり方や事業の実施状況等を示している。これまで触れた道県と、従来の研究でなじみのある長野県、近畿の代表としての滋賀県、および同じく近畿の、部落農会の展開で注目される兵庫県、そしてむら結合が弱い鹿児島県をあげた。統計的分析というからには全道府県を対象にすることが望ましいが、紙幅の制約と、これだけでも本稿の目的がいちおう達せられることを考慮しこの9道県に限った。他の府県に関しては必要に応じ付言する形で論を進める。以下ではとくに、近畿の2県と北海道の相違を浮き立たせることに重点をおく。

まず農家小組合の組織のあり方について（表6）。

農家小組合の種類では、ほとんどが一般的農家小組合で特殊的農家小組合がきわめて少ない北海道の特異性が注目される。北海道ほどではないが、一般的農家小組合に対し特殊的農家小組合がいちじるしく少ないのが山口県である。他の県は特殊

表6 農家小組合の組織のあり方

		全国	北海道	宮城	山形	群馬	長野	滋賀	兵庫	山口	鹿児島
種類別農家小組合	農家小組合数	312914	7,169	6,893	6,989	6,133	14,434	3,672	9,012	6,328	12,618
	うち特殊的農家小組合数	120352	252	2,513	3,422	2,826	5,605	1,876	4,218	1,103	7,590
	一般的農家小組合数	192562	6,917	4,380	3,567	3,307	8,829	1,796	4,794	5,225	5,028
	一般的農家小組合の構成(%)										
	農事実行組合	68	104	79	29	100	40	100	41	98	42
	産業組合加入	51	92	50	17	95	25	93	30	90	25
	負債整理組合	3	—	8	4	3	2	5	3	5	4
	任意組合	34	—	29	73	—	60	2	59	4	62
区域別に見た農家小組合(%)	1部落未満	43	57	59	33	33	60	13	21	28	26
	1部落	54	43	38	64	64	37	85	77	69	73
	1部落以上	3	—	3	3	3	3	2	2	3	1
組合員数別に見た農家小組合(%)	～19(戸)	39	47	39	33	20	41	12	21	46	25
	20～39	42	43	45	47	46	47	28	40	43	41
	40～59	13	10	11	14	20	8	30	22	9	21
	60～	7	—	5	6	14	3	31	17	2	13
經常収入のある組合(%)	90	100	80	98	99	100	100	100	92	88	92
1組合当り經常収入金額(円)	142	179	138	113	162	86	336	270	126	139	
組合費徴収組合(%)	47	37	31	59	46	67	65	52	38	84	
使用料・手数料徴収組合(%)	24	100	10	19	31	42	60	18	19	15	
補助金受給組合(%)	79	100	89	92	92	38	88	78	91	96	
1組合当り補助金額(円)	90	159	58	63	74	69	131	175	69	59	

資料：帝国農会『農家小組合ニ関スル調査』（1943年）より作成。

的農家小組合も一般的農家小組合並みに存在する。

全国平均をみると、法人化し農事実行組合となっている組合は67%であり、産業組合に加入している同組合の割合は全体の51%である。1940年ごろにはほとんど組合が法人化し産業組合にも加入すると考えると、それは誤解である。かの長野県も、法人化した組合は4割にとどまる。

全国の動向と比較して注目されるのが、北海道や群馬、滋賀、山口の各県である。この4つの道県ではほぼ100%法人化し（法人化率=Aという）、しかも産業組合に加入している農事実行組合は90%以上におよぶ（産業組合加入率=Bという）。これらは国の政策に沿う農家小組合の模範といえる。

意図的にこうした道県ばかりを選んだわけではないが、全国的にみればそれらは明らかに少数派であった。A、Bがともに全国平均を上回っている府県を地域別に見てみる。それが多いのは、まず関東であり（7府県中5府県）、次いで九州（7県中4県）、中国（5県中3県）、東北（6県中3県、他の2県はA、Bとも全国平均並み）である。これに対して、近畿6府県および北陸4県では、10府県中石川・滋賀・奈良の3県だけである。しかも、石川県や奈良県では滋賀県のような状況にはない。東海の4県でも、A、Bが全国平均並みの岐阜県を除きゼロである。

以上から、農家小組合の法人化やそれに伴う産業組合への加入は、むらの結合と関連があったことが認められる。近畿や北陸など、大字＝むらが多く、むら結合が強いといえる地域では農家小組合の法人化等はあまり進まず、逆に大字とむらが乖離したり、散在部落が多く、むら結合が弱い地域において農家小組合の法人化等がより進んでいるのである。近世の自治村落の伝統を欠く北海道はこの一般的傾向を象徴するものだろう。

表6の、農家小組合の区域の「部落」というのは、多くは大字であるとみられるが、山口県等の数字をみる限り、あまり厳密に区別されているとは考えられず、むらつまり前述の「自然部落」や「集団部落」も少なからず含まれると理解される。北海道の「部落」というのも、実体としては行政区の「公区」が多くそれに当たるとみられる。

そこで表6をみると、滋賀県や兵庫県では部落単位の組合が約8割を占める。それに対し北海道や山形県、長野県は対照的で、6割が1部落未満である。これに対応して組合の規模も相当地域差がある。全国平均をみると組合員40戸未満が81%、そのうち20戸未満がほぼその半分の39%である。その中で、近畿の2県は40戸以上

または60戸以上という組合がかなり多いことが特徴である。他方、北海道や長野県、山口県は40戸未満の組合が9割前後におよぶ。北海道の、前述の小集団への分割の結果がこれである。

組合の財政では、ほとんどの組合が経常収入を確保しており、この点は全国的にあまり違いはない。相違点は、1組合当たりの収入金額である。

近畿の2県は全国平均の2.4倍または倍近くに達し、目立って多い。これは、規模の大きい組合が多いことに加え、組合費を徴収する組合も多かったことに起因するといえる。

これとの対比で注目されるのが北海道である。9道県の中では40戸未満の組合の割合がもっとも多く組合の規模が総じてもっとも小さいにもかかわらず、1組合あたりの経常収入は全国平均を上回り、9道県の中で近畿の2県に次いで多い。この要因は、北海道の組合はすべてが、第1に使用料・手数料を徴収したこと、第2に補助金を受け取り、しかもその1組合当たりの金額は全国でもトップクラスで、組合の規模からみると目立って多かったこと、の2つにあったといえる。北海道では組合費を徴収する組合は少なく、全国平均を10ポイントほど下回る。使用料等の徴収は組合費の代替という面があったとみられるが、組合の事業志向性の強さの表れとも理解されよう。また、北海道の組合の補助金依存性の強さがよくわかる。

(2) 活動状況

農家小組合が実施した事業を比較した表7から、以下の点が読み取れる。

まず、託児所や冠婚葬祭など「社会的施設を行う」組合にはかなり明確な地域差がうかがわれる。東北の2県および群馬県など東日本と近畿の2県(これに山口県、鹿児島県を加えてもいい)を比較すると、明らかに後者の方がどの事業もより多くの組合が行なっている。これは村落結合に根ざす組合の共同性の相違の表れであり、近畿の、その強さを示していると理解される。この点で注目されるのが、やはり北海道である。全体では全組合がこの事業を実施していることになっているが、中身をみると、それは図書新聞等の閲覧を全部の組合がやっているということであって、他の、託児所も衛生施設も冠婚葬祭も北海道の組合は行なっていないのである。北海道の組合の、村落結合に根ざす組合の共同性の弱さが確認される。

同様のことは、共同作業についてもいえる。社会的施設に比べ、東北の2県と近畿の2県の差異はあまり明瞭ではないが、後者の方が総じて活発であることは確かである。北海道は、全組合が自給肥料増産等を行なうが、それに特化した形であっ

表7 事業別に見た当該事業を実施する農家小組合の割合

(単位：%)

	全 国	北海道	宮 城	山 形	群 馬	長 野	滋 賀	兵 庫	山 口	鹿 児 島
社会的施設	45	100	30	38	38	71	39	58	44	57
うち託児所開設	12	—	9	10	11	8	20	25	17	20
衛生施設	9	—	6	4	6	17	14	12	10	21
冠婚葬祭の施設	14	2	7	5	15	14	13	22	14	7
新聞雑誌等閲覧	24	100	18	18	14	65	22	30	26	30
共同金融	47	38	52	62	44	65	52	49	60	46
共同販売	69	—	55	65	93	74	89	83	66	88
共同購入	91	100	89	95	97	95	94	93	91	92
うち肥料	87	100	85	90	95	93	89	93	87	69
飼料	43	100	33	62	72	44	49	53	50	25
種 苗	68	37	69	85	85	86	76	85	76	60
農 薬	79	100	79	85	92	85	77	80	77	74
農 具	59	100	49	61	59	69	74	71	60	40
家畜家禽	17	37	14	14	25	31	33	15	20	3
日用品等	37	100	22	18	56	41	53	39	52	18
共同作業	84	100	67	85	90	92	92	84	72	94
うち共同播種	18	—	8	14	23	25	16	13	12	19
共同苗代	16	2	6	10	21	14	22	10	8	14
共同耕耘	13	—	9	14	17	14	12	6	12	17
共同施肥	20	5	10	19	23	37	20	22	17	8
共同田植	46	8	47	25	46	30	18	32	57	67
共同除草	24	—	27	21	22	22	17	12	30	44
共同防除	76	37	44	59	78	83	81	65	47	47
共同収穫	22	5	17	12	22	15	22	9	29	31
共同脱穀	50	38	26	22	68	34	54	41	31	29
共同加工	7	2	5	4	29	19	19	3	2	3
稚蚕共同飼育	2	—	1	—	2	3	1	1	1	2
家禽共同ふ化	1	2	—	1	1	1	1	1	1	—
自給肥料増産等	80	100	52	69	75	79	80	69	50	77

資料：表6に同じ。

て、他の共同作業に関しては、他県に比べ実施する種類も少ないし、その事業を実施する組合の割合も少ない。つまり、北海道の組合は、共同作業がきわめて低調なのである。これも村落結合に根ざす組合の共同性の差異に規定されたものといえる。

一方、共同購入はどうか。東北の2県と近畿の2県との間には、とくに地域差は認められない。ところが、北海道は全組合が実施する。しかも、共同作業とは異なり、全組合が肥料、飼料、農薬、農具から日用品にいたるまで多様な品目の共同購入を実施する。共同購入は内地以上にきわめて活発であることは明らかである。

共同販売では明確な地域性は確認されない。なお、北海道は共同販売を行なう組合の数が記されていないが、それが皆無であったことは考えられないので、⁽³⁹⁾ 単純

表8 共同収益地・共同設備等を有する農家小組合

(単位：%)

	全 国	北海道	宮 城	山 形	群 馬	長 野	滋 賀	兵 庫	山 口	鹿 児 島
共同収益地を設定	21	66	25	17	13	37	25	21	32	25
うち土地の所有	6	15	5	2	6	6	4	13	10	11
小作地による	11	22	17	12	5	26	18	6	17	11
土地所有及小作地	4	29	22	3	2	4	4	3	5	3
基本財産造成	33	94	28	25	28	54	40	26	27	56
資産を有する	60	100	44	61	69	74	83	64	74	78
負債を有する	11	-	15	14	12	11	19	11	19	11
共同設備を有する	61	100	43	60	72	77	79	77	54	77
うち共同作業場	18	9	16	25	22	21	55	19	15	19
共同集会所	30	34	19	29	33	41	61	62	25	69
原 動 機	25	94	20	19	23	15	72	41	26	11
噴 霧 機	52	98	43	70	66	71	59	64	43	42
籾摺脱穀機	26	66	23	20	28	18	66	39	21	8
灌 漑 設 備	15	67	6	9	5	10	46	31	11	5
加 工 設 備	4	23	4	6	13	13	20	4	2	-

資料：表6に同じ。

な記入漏れだろう。また、共同金融の場合、伝統的な講等の延長である、組合内での資金の積み立てを基礎とした生活資金の貸付と、先に森正男の主張として紹介した生産信用による本来の組合金融とがある。これは範疇的に区別されるべきだが、表7はそうっていない。これでは組合の金融面での活動状況は十分に分からない。

表8は、組合の共同収益地や共同設備を示している。これをみると、北海道の組合の特徴が際立っている。共同収益地を設定したり、積極的に基本財産の造成を行なうのが北海道の組合の特徴である。資産も、全組合がもつ。指摘するまでもなく、これは組合の基盤を強固にし、その後の事業活性化につながる。共同設備も、各種農機具から灌漑設備や加工設備を共同で保有する。その割合は内地の組合を圧倒する。こうした点を見ると、北海道の組合はより組合らしい組合であったといえる。これは、近世の自治村落の伝統がなく、村落が「農事実行組合」型村落として形成されたことに対応しているといえる。

最後に、組合の全体的な活動状況を示す指標として、組合長の公務日数を見てみる(表9)。それが50日以上におよぶ組合が多いのは北海道65%、群馬県68%、滋賀県67%、鹿児島県66%である(この4道県をAとする)。反対に50日未満の組合が多いのは宮城県69%、山形県77%、長野県56%、兵庫県66%、山口県82%である(この5県をBとする)。9道県は、Aの4つが組合が活発な道県、Bの5つが不活発な県と区分できる。

表9 組合長の性格

(単位：%)

		全 国	北海道	宮 城	山 形	群 馬	長 野	滋 賀	兵 庫	山 口	鹿 児 島
階級	地 主	9	-	6	6	8	5	16	15	7	5
	自 作	50	55	48	41	55	50	58	54	59	44
	自小作	32	32	36	42	32	35	23	26	28	40
	小 作	7	14	9	10	5	9	3	4	3	10
年齢	～39	31	29	25	40	19	38	25	23	23	58
	40～59	61	65	65	55	69	55	67	66	64	38
	60～	9	6	10	5	12	7	8	10	13	4
公務 日数	～24	19	-	14	22	6	9	9	15	31	-
	25～49	47	35	55	55	26	47	33	51	51	34
	50～99	28	65	25	21	49	40	38	30	15	45
	100～	6	-	6	2	19	5	19	5	4	21
無 報 酬		50	55	80	56	66	41	57	40	60	2

資料：表6に同じ。

A、Bと先に指摘した組合の法人化との関係を見ると、ほぼ全組合が法人化しその産業組合加入率も90%を超える4つの道県のうち3つがAである。それに対して、4道県以外の5県は、Aは鹿児島県だけである。このように組合の活動状況と法人化とは密接な関連がある。

そして、活発な組合が多い4道県の中でも、若干地域差が指摘できる。当然のことながら、組合長の多忙の程度は組合の規模にも関係し、組合の活動が同程度に活発であるとして、組合員数が多くなれば、組合長が公務に割く時間はそれだけ多くなる。その点で、組合の規模が総じて大きかった滋賀県や鹿児島県と、組合員40戸未満の組合が9割、20戸未満が約5割を占めた北海道とは同列に論じられないだろう。

組合長の報酬の有無をみると、原則どおり名誉職として無報酬で務めるのが多い中で、なぜか鹿児島県だけはほとんどの組合長が報酬を受け取っていたことが注目される。それと関連するのか組合長の年齢構成をみると、鹿児島県は40歳未満の組合長が約6割と多く、この点で際立った特徴を示している。さらに組合長の階級構成をみると、北海道や東北の2県、長野県、鹿児島県は自小作・小作の小作階級が4割を超えるのに対し、近畿の2県や山口県は地主や自作の組合長が7割前後に達し、この点でも明確な地域性が確認される。

以上を要するに、9道県の中で1941年ごろ農家小組合の活動がもっとも活発だったのは、村落が昭和期に「農事実行組合」型村落として形成され、内地のようなむら結合を欠く北海道であり、またむら結合が弱いとされる鹿児島県であった。鹿児島県で若い組合長が多いのも、そして名誉職が原則であったにもかかわらず無報酬

で働く組合長がほとんどいないのも、こうした伝統的なむら結合の弱さに起因していると思われる。

全国的にみても、北海道や鹿児島県が、もっとも組合が活発であったことは変わらない。これに対し、むら結合が強い近畿や北陸は、全国的にみて組合の活動状況は平均以下の府県が多かったといえる。近畿や北陸では滋賀県のようなケースはあくまでも例外であった。かの長野県も組合が活発であったとは言い難い。この、北海道と近畿や北陸との対照性に、農家小組合の展開とむら結合の関係がよく示されている。この点から指摘されることは、むら結合は組合の活動がむらの論理に沿う限り農家小組合の基盤になるが、組合の事業性への志向が平等性というむらの論理を超えれるとその活動を制約する方向にも働いたということである。

おわりに

最後に、3点を指摘して結びとする。

第1に、既存の研究への批判を述べなければならない。丸山政治学の核心、すなわち日本の近代国家発展のダイナミズムの2つの構成要素のうちの1つとされる、「底辺から立ちのぼってあらゆる国家機構や社会組織の内部に転移して行く」「共同体的心情」を醸成するところの容器も、あるいは自治村落論における「自治村落」も、実体として想定されているのは、藩政村＝大字だけである。また、本稿で問題にした農家小組合の基盤となる村落も、想定されているのは大字だけと見てよい。⁽⁴⁰⁾ これは、今日農業集落として把握される、筆者が言うところの「むら」をはじめ近現代の多様な村落の存在を無視しており、結果として、近現代の農村を固定的に捉えることになったといえる。

問題は単に事実認識だけにとどまらない。近現代の村落を大字に限るということになる。次に、農家小組合の政策は「伝統の再現」などと捉えたり、単に「伝統」がもつ要素だけがその展開要因とされることになる。これは、農家小組合の政策や展開の歴史的性格を正しく捉えたことにならない。

第2に、農家小組合には適正な現模があり、それに規定されて、あるいは村落のあり方の多様性に対応して、組合の基盤は多様であった。政策をみると、最初大字単位の普及促進を図る動きがあったが、それは次第になくなった。大字が基盤となるのは、むらと一致する大字に限られるようになるといえる。しかも、そのことが

一般的だったのは地域的にも近畿や北陸といった一部に限られたと見られる。このため、農家小組合の政策と展開は、以上に対応した変化と複雑多様な様相を呈した。これが本稿で解明した重要なポイントである。まず組合の区域が決まっており、その上で組合が組織され活動するといった単純な話ではない。以上は、農家小組合が新たな時代に対応した歴史的格をもつこと、決して、かつて理解されたような、「部落そのものと合一する」⁽⁴¹⁾ といったものではないことを物語っている。

新たな時代とは、現在につながる1930年代以降の現代資本主義の段階である。1930年代以降本格的に発展した農家小組合の社会システムは、第2次大戦後、戦前に比べると活動は活発でなくなるが、農村の全体を覆って、現在に及ぶ。その、本格的な普及促進を図った経済更生運動は現在の村づくりの原点である。政策史から位置づけると、経済更生運動は農林行政が町村行政と密接なつながりをもつことになった最初であり、農業構造改善事業をはじめとする第2次大戦後の農政手法の先駆けでもあった。以上の点で、1930年代以降の農家小組合の発展は現代的な農村の組織化であり統合である。本稿では農家小組合とその基盤である村落との関係を分析し、両者の、そして農家小組合を通じた国の支配と村落の関係の、時代に対応した新しさ、現代的性格を剔抉した。なお、こうした農村の組織化は、戦争への突入の中で、結果的に天皇制ファシズムの農村支配体制へと変質することは指摘するまでもない。

第3に、本稿で検証した、農家小組合の具体的な適正規模は、当該時期における農家小組合の置かれた歴史的条件に対応したものである。その活動が活発になるには、適度な村落結合とともに、一人一役主義と結びついた各種共進会の実施や、組合金融のための信用評価など、平等性という村落の論理を犠牲にし事業の論理を優先させなければならない面があった。大字と一致した、むら共同性が強い近畿や北陸のむらよりも、近世の自治村落の伝統がなく、適度にルースな北海道の「農事実行組合」型村落の方が農家小組合が活発であるのはそのためであろう。その点で北海道の「農事実行組合」型村落は確かに、「1930年代以降の現代資本主義に適合的な村落」⁽⁴²⁾ といえる。

- (1) 詳しくは、拙稿「史学・経済史学の研究動向—近現代日本における『村落』をめぐる」『年報 村落社会研究』第40集（農山漁村文化協会、2004年11月）参照。
- (2) 東畑『日本農業の展開過程』（昭和前期農政経済名著集第3巻、農山漁村文化協会、1978年）62頁。
- (3) 我妻東策「農家小組合の概念とその発生の形態」『産業組合』第391号、1938年、54頁。
- (4) 石田雄『近代日本政治構造の研究』未来社、1956年。
- (5) 森武磨『戦時日本農村社会の研究』東京大学出版会、1999年。
- (6) 包括的な研究として棚橋初太郎『農家小組合の研究』（産業図書、1955年）があるが、農家小組合の本質規定を主眼とする「社会学的」研究であり、実態分析としてはきわめて不十分である。管見の限り、農家小組合自体の研究ということになると、同書や同書にあげられている研究以外ほとんどない。なお、拙著『近代日本農村社会の展開』（ミネルヴァ書房、1991年、第9章）において兵庫県の部落農会や群馬県北橋村の農事実行組合の組織と活動を分析した。さらに拙稿「北橋村の農事実行組合」（『社会科学』第71号、2003年8月）では、下箱田下組農事実行組合の活動日誌を史料紹介するとともに、同村の農事実行組合について詳しい解説を加えた。本稿は筆者のこれらの研究を踏まえている。
- (7) 自治村落論の代表的研究として、斎藤『農業問題の展開と自治村落』（日本経済評論社、1989年）や牛山敬二氏の「農村経済更生運動下の『むら』の機能と構成」（『歴史評論』第435号、1986年7月）をはじめとする一連の論文、大鎌邦雄『行政村の執行体制と集落』（日本経済評論社、1996年）があげられる。なお、筆者が理解する、自治村落論の意義と問題点に関して、詳しくは前掲拙稿「史学・経済史学の研究動向—近現代日本における『村落』をめぐる」を参照。
- (8) この呼称は堀越久甫氏にならった（『むらの役員心得帳』農山漁村文化協会、1983年）。なお、堀越氏は農家組合などの目的・機能集団を集落の組織・機構と区別し、「集落の枝」と呼ぶ（同書、251頁）。
- (9) 奈良県内務部『農事実行組合の研究』1925年、12～13頁。
- (10) 詳しくは、前掲拙著、第9章を参照。
- (11) この点に関しては、堀越前掲書、81～101頁を参照。
- (12) 岡村庄一郎『部落団体経営の智識 部落農会経営の実際』兵庫県農会、1941年、112頁。なお筆者の岡林は兵庫県農会技師。
- (13) 以上は、福田アジオ『番と衆』吉川弘文館、1997年、99頁と59頁から引用。
- (14) 以上は、宮本『忘れられた日本人』岩波書店、1984年、「村の寄りあい」から引用。なお、宮本「常民の生活」（大野晋・宮本常一他著『東日本と西日本』日本エディタースクール出版部、1981年）も参照。
- (15) 詳しくは、東隆「北海道の農事小組合運動」『社会政策時報』第230号、1939年、参照。
- (16) 前掲『農家小組合ニ関スル調査』1936年、146頁。
- (17) 詳しくは、前掲拙稿「北橋村の農事実行組合」を参照。
- (18) 茨城県農会『茨城県の農家組合』1935年、5頁。
- (19) この点に関連して、農村社会学の先達鈴木栄太郎の同時代的発言が注目される。鈴木は経済更生運動真盛りの1934年、農村負債整理組合法にちなんで「部落は大字なりや」というエッセイを書き、同法の中に「部落その他これに準ずる区域としてあるが、部落の觀念が明瞭でないために、実施の際に地区に関していろいろの疑問が起り得る。しかしてその際具体的にいかなる地区によるかによって、組合の活動はほとんど致命的に左右される」として、「大字を直ちに部落とみる」危険を唱えた（『鈴木栄太郎著作集Ⅳ 農村社会の研究』1970年、未来社、269～72頁）。鈴木も断って

いるように事は「農村のほとんどあらゆる協同的活動」に該当する問題であったが、こうした農村の協同的活動が社会的課題になったちょうどその時、鈴木のような大家から大字とむらの混同を戒める発言が飛び出したことは注目に値する。大字・むら混同論に対する批判は今や常識であるが、この鈴木のエッセイなどが先駆けであるとみられる。

- (20) 前掲『農家小組合ニ関スル調査』1936年、275～77頁。
- (21) 前掲『農事実行組合の研究』10～14頁。
- (22) 宮城県農会『農事実行組合解説』1936年、8頁。
- (23) 詳しくは、山形県経済部『五人組制度と協同組織』を参照。なお、経済部長は『五人組制度の実証的研究』等の著者田村浩であった。
- (24) 栃木県経済部『部落（農事）実行組合経営の栞』1939年、7頁。
- (25) 前掲『農家小組合ニ関スル調査』1936年、286頁。
- (26) 山口県経済部『山口県の農事実行組合』46頁。
- (27) 詳しくは、前掲拙稿「北橋村の農事実行組合」を参照。
- (28) 詳しくは、「分郷八崎農事実行組合」（産業組合中央会『優良農事実行組合に関する調査〔1〕』1941年、所収）を参照。
- (29) この点は、前掲拙著『近代日本農村社会の展開』（第9章）で明らかにしたので参照されたい。
- (30) 前掲『山口県の農事実行組合』13～17頁。
- (31) 農林業センサスの農業集落調査で確認すると、現在旧玉庭村地区は農業集落が11である。表5の、大字大舟以外の7つのむらは変わらないが、1つのむらであった大字大舟は3つの農業集落に分かれたりした結果である。
- (32) 山形県経済更生課『五人組事例』1937年、18頁。
- (33) 同上、67～68頁、74頁参照。
- (34) 詳しくは、田畑保『北海道の農村社会』日本経済評論社、1986年、参照。
- (35) 森正男『北海道産業組合運動史』非売品、1950年、326頁。
- (36) 同上、329頁。
- (37) 森正男『農事実行組合の運営』高陽書院、1937年、110頁。
- (38) 組合員数の適性化により農事実行組合が活発になった典型的な事例として、江別町の篠津篠津第一農事実行組合をあげることができる。同組合は1917年に行政区域である公区単位に、公区長を組合長として組織された。組合員は約120戸であった。しかし、広い地域と「人員の過多」、それによる「事務の繁忙」があいまって活動が不活発であり、「殆ど有名無実」の状態だった。そこで道庁の勧めを受け入れて、1929年、約20戸で組合を組織しなおすことになった。これによって組合は非常に活発になり、「優良農事実行組合」の列に加えられることになった。詳しくは、「篠津篠津第一農事実行組合」（前掲『優良農事実行組合に関する調査〔1〕』所収）を参照。
- (39) この点に関連して、坂下明彦氏は北海道の農事実行組合は共同販売が低調であったと指摘している（『中農層形成の論理と形態』御茶の水書房、1992年、75頁）。
- (40) 丸山真男『日本の思想』岩波書店、1961年、47頁。
- (41) 同上、48頁。
- (42) この点に関しては、斎藤仁『農業問題の論理』日本経済評論社、1999年、348～49頁参照。

〈付記〉本稿は、日本学術振興会科学研究費（基盤研究（C）（2）2003～2005年度）による研究成果の一部である。